

## 2、原付および二輪車など

下表の車種には税率の軽減はありません。

車種	区分	税率
原動機付自転車	50cc以下	¥2,000
	50cc超90cc以下	¥2,000
	90cc超125cc以下	¥2,400
	ミニカー（50cc以下）	¥3,700
小型特殊自動車	農耕作業用 （トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など）	¥2,400
	その他（ホイールローダ、フォークリフトなど）	¥5,900
軽二輪車	125cc超250cc以下	¥3,600
小型二輪車	250cc超	¥6,000
雪上車		¥3,600
ポータトレーラ		¥3,600

## 3、問い合わせ先など

### ◆軽自動車税とは

毎年4月1日（賦課期日）に車両を所有している方に納めていただく税金（年税）です。年税のため、年度途中の登録・廃車による月割はありません。

### ◆初度検査年月について

自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に最初の車検を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないことから、最初の車検を受けた年の12月を初度検査の月とします。  
（例：H14年 → H14年12月）

### ◆農耕作業用車について

農耕作業用車（トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など）は、公道を走らなくても登録が必要です。

### ◆身体障がい減免について

受付は、平成28年度軽自動車税の納期限の1週間前（平成28年5月24日）までです。納税通知書が5月上旬に届きしだい、申請のためお越しいただけますようお願いいたします。また、減免には条件があります。詳細は下記まで問い合わせいただけますようお願いいたします。

### ◆問い合わせ

下諏訪町 税務課 収納係 電話27-1111（内線238）

# 平成28年度の軽自動車税のお知らせ

平成26年度・平成27年度の税制改正において税負担水準が見直され、軽自動車税の引き上げが行われました。また、地球環境を保護する観点から課税の仕組みが変わります。

平成28年度は、「初度検査年月」が「平成14年」以前の車が「13年を経過した」車となります。

## 1、三輪および四輪車（総排気量が660cc以下）

自動車検査証の「初度検査年月」から経過年数により税率が変わります。

車種	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前で			
		13年を経過しない	13年を経過した		
三輪（乗用・貨物用）					
		¥3,900	¥3,100		
四輪以上のもの	乗用	自家用	¥10,800	¥7,200	¥12,900
		営業用	¥6,900	¥5,500	¥8,200
	貨物用	自家用	¥5,000	¥4,000	¥6,000
		営業用	¥3,800	¥3,000	¥4,500

電気自動車、天然ガス車、メタノール・混合メタノール車、ハイブリッド車（ガソリン）、被けん引車は経過年数にかかわらず、「13年を経過しない」税率となります。

## 税率の軽減について

上記の税率から車の燃費性能に応じて軽減されます。平成28年度のみ軽減されます。

自動車検査証の「初度検査年月」が「平成27年4月から平成28年3月まで」で、

下表の条件を満たすもの。

自動車検査証の「用途」	おおむね75%軽減の条件	おおむね50%軽減の条件	おおむね25%軽減の条件
乗用	電気自動車（EV） または 天然ガス車	平成32年度 燃費基準+20%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車	平成32年度 燃費基準達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車
貨物用	電気自動車（EV） または 天然ガス車	平成27年度 燃費基準+35%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車	平成27年度 燃費基準+20%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車

税額は下の表のとおりです。

三輪（乗用・貨物用）			¥1,000	¥2,000	¥3,000
四輪以上のもの	乗用	自家用	¥2,700	¥5,400	¥8,100
		営業用	¥1,800	¥3,500	¥5,200
	貨物用	自家用	¥1,300	¥2,500	¥3,800
		営業用	¥1,000	¥1,900	¥2,900

天然ガス車とは……平成21年排出ガス基準からNOx10%低減に該当する車。

低排出ガス車とは……平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）。